

平成 26 年 7 月

市立幼稚園のあり方について(案)

市立幼稚園のあり方について、茨木市立幼稚園のあり方庁内検討委員会報告「茨木市立幼稚園のあり方について」及び子ども・子育て支援新制度の趣旨(幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進)を踏まえ、下記のとおり、基本方針を策定する。

なお、本基本方針については、本市の幼児期の学校教育の振興が、これまで公私立幼稚園の連携と協調により推進されてきたことを十分踏まえ、茨木市次世代育成支援行動計画(第3期)に基づいて実施するものとする。

■基本方針

市立幼稚園の認定こども園化について、総合的かつ計画的に推進する。

(1)目 的

学校及び児童福祉施設として法的位置付けを持つ新しい幼保連携型認定こども園や保育所機能を備えた幼稚園型認定こども園に移行することで、保護者の就労にかかわらず、すべての子どもが質の高い幼児期の学校教育・保育を一体的に享受できる環境を整備するものとする。

(2)対 応

認定こども園の移行については、まず、幼稚園型認定こども園へ移行し、幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、幼保連携型認定こども園に求められる環境の検証及び整備を図り、環境が整い次第、順次、移行するものとする。

(3)実 施

実施は、当該第3期行動計画のもと行うものとする。

ただし、3歳児(1・2号認定児童)及び0歳～2歳児(3号認定児童)の受け入れや市立の認定こども園や幼稚園の適正配置等については、将来の需給状況等も十分勘案し、実施するものとする。